



マイナンバーカードを作ろう!

マイナンバー制度（個人番号制度）とは、マイナンバーを活用して、行政機関や自治体などが持っている、個人のさまざまな情報が同一人のものであるかどうかを確認する社会基盤です。

マイナンバー制度には、「国民の利便性の向上～面倒な行政手続がカンタンに！～」
「行政の効率化～手続をムダなく正確に！～」
「公平・光栄な社会の実現～給付金などの不正受給の防止～」という3つの目的があります。

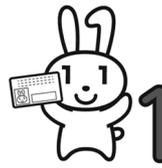


マイナンバーカードとはマイナンバーをより便利に安全に使うための顔写真付きのICカードです。この1枚でマイナンバーと本人確認ができる「公的な身分証明書」になります。

■マイナンバーカードはこんな時に便利です！

①公的な身分証明として使えます

運転免許証がない方はぜひ作成しましょう！
今後、健康保険証としても使うことができます。



②本人確認とマイナンバー確認を1枚で

マイナンバーカードを持っていないときはマイナンバーが、わかる書類と顔写真付きの身分証明書の2点が必要となります。

③いざというときにあとと安心です

社会保障・税などの行政手続が簡単に行えます。また、e-Tax（イータックス：確定申告）をはじめとしたさまざまなオンライン手続を簡単に行えます。

マイナンバーカード 交付枚数・交付率

交付枚数 814 枚

交付率 26.6%

（令和3年7月末日現在）

国では令和4年度末までにはほとんどの国民が保有することを目標としていますが、なかなか進んでいないのが現状です。

■マイナンバーカードのQ&A

Q マイナンバーカードのICチップの情報が筒抜けになってしまうことはないですか？

A マイナンバーカードのICチップに記録されるのは、住所氏名といったマイナンバーカードに記載されている情報など、税金や年金などのプライバシー性の高い個人情報は記録されません。

Q マイナンバーが漏えいしたら、個人情報も全部漏れるのですか？

A 個人情報はこれまでどおり各機関で分散して管理するので、万が一どこかの機関でマイナンバーを含む個人情報が漏えいしたとしても、そこから芋づる式に情報が漏れることはありません。

Q マイナンバーを集めて、悪用されたりしませんか？

A マイナンバーの利用範囲などは、法令で厳しく制限されています。法令で定められた利用範囲を超えてマイナンバーを収集・管理した場合、刑事罰が科せられることもあります。



マイナンバーカードはとても安心なんだね！！
もし、心配や疑問があったらマイナンバー総合フリーダイヤル
0120-95-0178
にお電話くださいね。

■マイナンバーカードを自分で申請してみよう

個人番号カード交付申請書をお持ちの方は、次のいずれかの方法で申請することができます。

なお、同申請書を紛失した方またはご自身で申請することが難しい方は、次のページをご覧ください。

スマートフォン

- ①スマホで顔写真を撮影
- ②交付申請書にありますQRコードを読み取り申請書WEBサイトへ
- ③申請書WEBサイトで個人番号カード交付申請書に記載された「申請書ID※」と「メールアドレス」を登録
- ④メールで届いたURL（申請者専用WEBサイト）にアクセス。顔写真の登録と必要事項の入力をして申請完了



※「申請書ID」は、マイナンバー通知カードの下についている「個人番号カード交付申請書」のこちらに記載されています。



個人番号カード交付申請書！？
どこにしまったかな・・・



パソコン

- ①申請用WEBサイト
(<https://www.kojinbango-card.go.jp/kofushinse-pc>)
で申請書IDとメールアドレスを登録
- ②メールで届いたURL（申請者専用WEBサイト）にアクセス
- ③カメラなどで撮影した顔写真を登録、必要事項を入力して申請完了



郵便

- ①個人番号カード交付申請書に必要事項を記入
- ②6カ月以内に撮影した顔写真（サイズ縦4.5cm×横3.5cm、正面を向いた無背景・無帽）を貼り付ける
- ③同申請書の送付時に、同封されていた返信用封筒で郵送して申請完了

■マイナンバーカードの受け取り

- ①申請してから約1カ月後、交付通知書が自宅に届きます。
- ②申請者本人が、次の方法で受け取りしてください。

時間：平日の8:15～17:00

場所：役場住民課

【持ち物】 本人確認書類（運転免許証など）、交付決定通知書、
マイナンバー通知カード



■マイナンバーカードを役場で申請してみよう（申請補助）



マイナンバーカードの申請に来てみました！
住民課では申請のお手伝いをしてくれるので、お願いしてみました！

◆マイナンバーカード申請受付

時 間 平日の8：15～17：00

場 所 住民課窓口

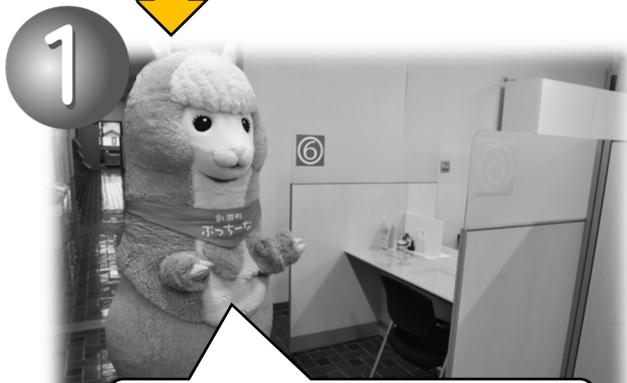
【必要な持ち物】

本人確認書類（運転免許証など）

個人番号カード交付申請書（お持ちでない方も申請は可能）

【お問い合わせ先】

住民課戸籍年金医療グループ 電話 26-9026



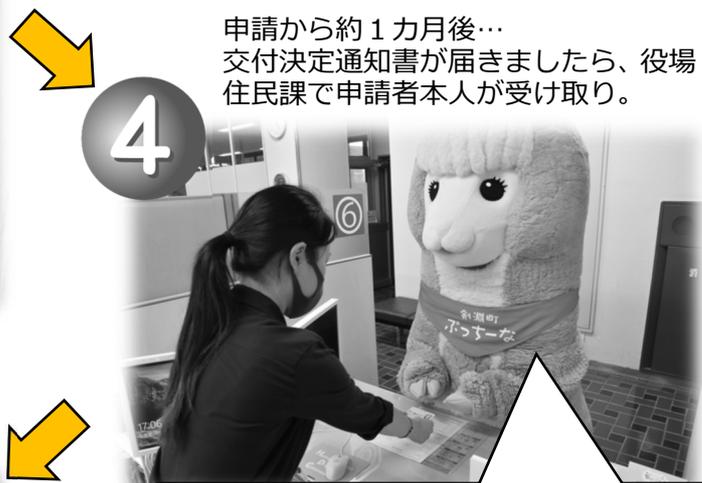
マイナンバーカード申請用の窓口があって、とても安心！



まずは、本人確認書類（運転免許証など）を提示して、申請書に必要事項を記入して…



写真を撮ってもらって、申請は終わり！とても簡単！



申請から約1カ月後…
交付決定通知書が届きましたら、役場住民課で申請者本人が受け取り。



マイナンバーカード、これから色々なところで利用できそう！

受取の際も本人確認書類は必要なんだ！
マイナンバー通知カードは回収になります。



マイナンバーに関するお知らせ

■マイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになる予定です。

～令和3年10月頃本格運用実施予定～



就職・転職・引っ越しをしても健康保険証としてずっと使えます！

マイナポータルで特定健診情報や薬剤情報・医療費が見られます！

窓口への書類の持参が不要になります！

マイナポータルで確定申告の医療費控除が簡単にできます！



マイナンバーカードを保険証として利用するには、事前の申し込みが必要です。ご自身やご家族のマイナンバーカード読み取り対応スマートフォンまたはパソコン+ICカードリーダーを使い、以下の流れで申し込みできます。

- ① マイナポータルのトップページ (<https://myrna.go.jp>) にアクセスします。
- ② 「マイナンバーカードが健康保険証として利用できます」をクリックします。
- ③ 利用規約等を確認して、同意します。
- ④ マイナンバーカードを読み取り、数字4桁の暗証番号を入力します。
- ⑤ 申込完了です！



マイナンバーカード読み取り対応スマートフォンまたはパソコン+ICカードリーダーをお持ちでない方は、役場住民課窓口にありますマイナポータル端末を利用して申し込みすることができます。

■マイナポイントを取得することができる

期間が令和3年12月末までに延長されました。



令和3年4月末までにマイナンバーカードの交付申請を行った方が、マイナポイントを取得することができる期間が令和3年12月末までに延長されました。

マイナポイント事業はキャッシュレスでチャージまたは買い物をするときマイナポイント25%（上限額5,000円）がもらえます！

まだ申請がお済みでない方は、ぜひこの機会に申請してみませんか？
手続は役場住民課窓口で行うことができます。

マイナンバーカードに関するお問い合わせ先
住民課戸籍年金医療グループ（電話 26-9026）
総務課企画財務広報グループ（電話 26-9021）